

平成20年度 第2回金沢市入札制度評価委員会の審議の概要

開催日及び場所	平成20年8月19日(火) 金沢市役所 第1委員会室		
委員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 鴨野 幸雄(金沢大学名誉教授) 委員 春成 保(公認会計士) 委員 川村 國夫(金沢工業大学教授) 委員 坂井 美紀夫(弁護士) 委員 後藤 正美(金沢工業大学教授)		
次第	1 開会 2 報告 ①最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の見直しについて ②地元建設事業者に対する緊急対策について ③豪雨災害復旧工事等の発注に係る基本方針 3 審議 ① 工事に係る入札・契約手続きの運用状況等 (1)平成20年度発注工事について (2)発注工事に係る平均落札率について (3)入札参加資格停止等の運用状況について (4)談合情報への対応状況について ② 委託業務に係る入札・契約手続きの運用状況等 (1)平成20年度発注業務について ③ 委員があらかじめ抽出した工事に係る業者選考等の経緯 ④ その他 3 閉会		
審査対象期間	平成20年4月1日～平成20年7月31日		
抽出案件	7件		
工事	制約付き一般競争入札	4件	・銚子口橋架替工事(上部工) ・高柳町ほか1町地内(1工区)(1-1工区)管渠築造工事 ・金沢市立工業高等学校改築工事第2期(建築工事) ・岸川町地内配水管更生工事
	随意契約	1件	・下堤町地内下水道管渠移設工事
委託	公募型指名競争入札	1件	・平成20年度漏水調査業務委託(前期)
	指名競争入札	1件	・(仮称)北部ものづくり交流会館整備に伴う設計業務委託
委員からの意見・質問、 それに対する回答	意見・質問		回答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による報告 又は意見の具申	平成20年度の発注工事に係る入札・契約手続きの運用については、概ね適正に行われていると判断する。		

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1-1-1  
 金沢市総務局監理課  
 電話:076-220-2101

総 括	
<p>各委員からの意見は、概ね以下のとおりであった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 元請から下請への工事代金の支払について、適正な支払が迅速になされるように適切に指導していくこと。</li> <li>2. 豪雨災害復旧工事について、委託業務も含めて、随意契約や指名競争入札を活用しながら迅速に対応すること。</li> <li>3. 真柄建設の再生法適用問題及び豪雨災害が発生したことにより、これらが建設業界に与える影響について、委員会としても今後の推移を注意深く見守りたい。</li> </ol> <p>なお、意見の詳細は次のとおり。</p>	
意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 地元建設事業者に対する緊急対策について</p> <p>○ 工事材料の高騰によって、「材料が手に入らない」という話を耳にするが、そのような納品の遅れが、工期に影響を及ぼしてはいないか。 また、そのような理由に伴う工期遅延に対する工事評点の扱いはどうなるのか。</p> <p>○ 工事を前倒して早期発注するのは良いが、下請業者にまで工事代金が行き渡るのが遅い、あるいは行き渡らないという現況があるのではないか。また、元請業者の経営が行き詰まると、下請業者への支払遅延が生じ、結果として下請業者も行き詰まってしまう。 例えば、工事代金を下請業者に直接支払うという制度は考えられないものか。 下請業者の保護に目配りをしてほしい。</p> <p>2 豪雨災害復旧工事等の発注に係る基本方針について</p> <p>○ この方針には、工事だけでなく委託業務も含めるのか。委託業務も含めて、随意契約や指名競争入札を活用して発注の迅速性を高めてほしい。</p> <p>3 平成20年度 落札率分布図について</p> <p>○ 75%～80%の落札率の件数が増加している点について、説明してほしい。</p> <p>○ 国や県が最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の見直しや改正を行ったが、落札率との関連を説明してほしい。</p>	<p>・現時点では、そのような話は工事担当課からは聞いておらず、工期延期にまで至っているのか把握はしていない。 今後、材料納品の遅れが工期に影響を及ぼす場合、どのように対応するかは検討していきたい。</p> <p>・元請業者を飛び越して下請業者に直接支払うということは、現状では法的に困難である。 下請業者保護の一環として「請負工事下請人通知書」の提出を求めているが、その際、現金支払の割合を多くすることや、手形期日は120日以内とするように指導しており、下請業者に工事代金が行くように対応はしている。 簡易な小額工事等は、地元中小業者に発注するように各課を指導している。</p> <p>・この基本方針は委託業務も含めるものである。 委託業務に関して、本来は公募型とすべき案件も指名競争入札としている。また、既に随意契約を締結した案件もあり、早期の復旧に努めていきたい。</p> <p>・落札率が低めに推移しているわけだが、これは、全体の発注工事件数及び金額の減少に伴う業者間の競争が激化したものと考え。 それは、入札参加業者が利益を削減してでも、なんとか受注したいとする、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格に近い価格帯で応札したことによるものと考え。</p> <p>・最低制限価格及び低入札価格調査制度の見直しを行うことによって、最低制限価格及び調査基準価格は5%ほど上昇するので、落札率は少し上昇すると思われる。特に、75%以下での応札はほぼなくなるのではないかと見込んでいる。</p>

意見・質問	回答
<p>4 委員が予め抽出した工事に係る業者選考等の経緯</p> <p><b>銚子口橋架替工事（上部工）</b></p> <p>○ 入札参加業者数が3者と少ないようだが、どう分析しているのか。</p> <p><b>高柳町ほか1町地内（1工区）（1-1工区）管渠築造工事</b></p> <p>○ 落札率が68.82%と非常に低いが、価格と工事品質とのバランスが気になる。その点をどう考えているか。また、履行状況において、適正な確認をお願いしたい。</p> <p><b>金沢市立工業高等学校改築工事第2期（建築工事）</b></p> <p>○ 落札者であるJVの代表者が真柄建設であるため、民事再生法適用申立てに伴う対応を確認したい。</p> <p>○ 再生法適用企業に工事代金を支払うことになるわけだが、下請業者への対応はどうか。</p> <p>○ 落札率が94.7%と案外高いように思うが、その点をどう考えているか。</p> <p><b>岸川町地内配水管更生工事</b></p> <p>○ 配水管の工事には参加業者が4者と少なく、かつ、落札率も96.24%と高いようであるが、その点を確認したい。</p>	<p>・ 昨年度、上部工事のうち桁製作について既に発注済であるが、その際は6者が参加しており、その6者が再び参加してくるのではという見込みを持っていた。しかし、桁製作の受注業者が有利と思われたのか分からないが、結果的に3者となったものである。但し、桁製作の落札者でなかった業者（桁製作の入札参加業者でなかった者）が落札者となったことから、工事そのものに魅力がなかったわけではないと考えている。</p> <p>・ 実際に応札した12者のうち、8者が低入札調査基準価格を下回ったものである。春先で、各業者の手持ち工事が少ない時期であり、その分、受注意欲が強かったのではないかと。</p> <p>本案件は低入札価格調査対象であり、通常の竣工検査以外に施工期間中の立入調査を2回以上行うことになる。</p> <p>・ JV構成員の一部が民事再生法適用を受けた場合の国の通達に準じて、工事継続について慎重に検討した結果、工事継続を承認したものである。</p> <p>・ 再生法が適用されたのは下請作業に入る前であったため、真柄建設から下請業者への債務は発生していない。</p> <p>真柄建設については、現在、下請業者とは全て現金決済（手形不可）という取り決めがなされている。そのため、下請業者に確実に現金が支払われるのではないかと考えている。</p> <p>・ 対象工事が鉄骨構造物であり、その鋼材価格の高騰という面がある。加えて、工期も長期に及ぶため、今後の鋼材価格を意識すると、あまり安く応札しにくかったのではないかと考えている。</p> <p>・ 本案件は配水管の更生工事であるが、配水管には初めて採用する工法である反転挿入工法にて施工するものである。</p> <p>その工法は下水管では採用されたことがあるため、参加業者は、その実績を持つ業者に限られることになる。</p>

意見・質問	回答
<p><b>下堤町地内下水道管渠移設工事</b></p> <p>○ 随意契約について、当該業者を選定した理由は何か。</p> <p><b>平成20年度漏水調査業務委託（前期）</b></p> <p>○ 委託業務のうち、公募型指名競争入札で執行された案件であり、その状況を確認したい。</p> <p><b>（仮称）北部ものづくり交流会館整備に伴う設計業務委託</b></p> <p>○ 特になし</p>	<p>・ 当該業者は、限られたエリア内にて非常に規模の大きな工事(国発注)を受注している業者であり、国と市の2つの工事の一体的な施工管理を確保できるという点、及び、工事の瑕疵責任の所在を明確にするという点から随意契約としたものである。</p> <p>・ 本案件は市内一円の漏水調査業務であり、総延長200km以上の漏水調査実績を求めるとし、加えて、相当の年数の実務経験を有する者として、合計7名以上の専任配置も求めることとしたものである。</p>